これまで農地・水保全管理支払交付金に取り組まれてきた皆様へ

移行編

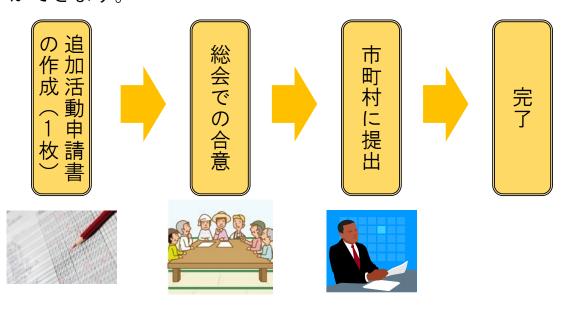
# 平成26年度から農地・水保全管理支払は 多面的機能支払に変わります!

## これまでの活動内容は引き続き実施可能です。

- 制度の名称等が一部変わりますが、これまで取り組まれてきた活動は引き続き支援対象となります。
- 新たに追加された活動にも取り組んで頂ければ、新たな交付単価に基づく支援を受けることができます。

## 簡単な手続きで多面的機能支払に移行できます。

- □ 現在の活動計画書、規約、協定書はそのまま使用して頂けます。
- □ 従来の取組面積や対象施設等に変更がなければ、新たに追加する活動に関する計画書(追加活動申請書)を市町村に提出して頂くだけで、協定や採択の変更手続きを完了することができます。



追加活動申請書は次ページを参考に作成してください。

(別添)

#### 多面的機能支払への移行に伴う追加活動申請書

活動期間を延長する場合に記入します。

これまでどおりの活動期間(平成24~28年度 等)とする場合は記入する必要はありません。 組織名称 〇〇地域農地•水保全会

#### 1. 地区の概要 1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払	平成 <i>26</i> 年度	平成 <i>30</i> 年度	<i>5</i> 年
資源向 上支払	平成 26 年度	平成 30 年度	5 年

平成26年度から、交付単 価が変わります。市町村 に確認して記入してくださ い。

2. 交付金額

	農地維持支払 資源向上支払(共同活動)					舌動)
	対象農用地 面積	交付単価 👉	年当たり 交付金額	対象農用地 面積		年当たり 交付金額
田	<i>4,155</i> a	<i>3,000</i> 円/10a	1,246,500 円	<i>4,155</i> a	<i>1,800</i> 円/10a	<i>747,900</i> 円
畑	<i>314</i> a	<i>2,000</i> 円/10a	<i>62,800</i> 円	<i>314</i> a	<i>1,080</i> 円/10a	<i>33,912</i> 円
草地	a	円/10a	円 円	а	円/10a	円
合計	<i>4,469</i> a	<i>5,000</i> 円/10a	1,309,300 円	<i>4,469</i> a		<i>781,812</i> 円

(注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上支払に取り組む場合は、市車村との協定において農地維持支払の活動項目を実施することとしている農用地の面積を記入。

(注2)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。

#### Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

従来の対象農用地面積を記入します。

(この申請書で対象農用地面積の変更はできません。)

- ☑ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- □ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- □ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。 □ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- ☑ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- □ その他

#### Ⅲ. 活動の計画

#### 1. 農地維持支払

農地維持活動に取り組む場合、「地 域資源の適切な保全管理のための

<b>或資源の適切な</b>	保全管理のための推進活動	推進治期」は必り美麗しる	F 9 o		
活動項目	取組	•		実施時期	
地域。	ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択)	取組方向 (1項目	以上選択)		
<ul> <li>☑ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</li> <li>☑ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</li> <li>☑ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</li> <li>☑ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理</li> <li>□ その他(</li> <li>☑ インり作等の近隣の担い手との協力・役割分担</li> <li>☑ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制で</li> <li>□ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管</li> <li>☑ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休</li> <li>□ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広</li> <li>□ その他(</li> </ul>					施 <b>雀保</b> 用
(1項目以上選択)    選択		調査 換会・ワークショップ・交流会の開催	ŧ	毎年 <i>3</i> 回( <i>6</i> 月	、 <i>10</i> 月、1月)
	<ul><li>□ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内</li><li>☑ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</li><li>□ その他(</li></ul>		を図る活	5動」	
	へ 向上を図る共同活動 進を図る活動 ◆	ただし取り組まない地交付単価」の資源向	上支払の		

活動項目			取組		実施時期
多面的機能の増進を 図る活動	<ul> <li>逆休農地の有効活用</li> <li>□ 地域住民による直営施工</li> <li>□ 農村環境保全活動の幅広い展開</li> <li>□ 農村環境保全活動を1テーマ追加</li> <li>□ 高度な保全活動の実施</li> <li>(</li> <li>□ 都道府県、市町村が特に認める活動(</li> </ul>	)	□ 防災·減災 □ 医療·福祉	 1	毎年 <i>6</i> 月、 <i>10</i> 月

(注1)多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入れる。また、「実施時期」欄に実施時期を記入する。

(注2)高度な保全活動は、地域活動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や農地の保全(グリーンベルト等の設置等)、地域環境の保全(水田魚道の設置等)等の活動。

これから多面的機能支払交付金に取り組むことを考えている皆様へ

活動組織設立編

# 平成26年度から多面的機能支払が 始まります!

## 活動組織の設立に必要な書類を作成します。

- ☞ 多面的機能支払交付金の交付対象者は、活動組織または広 域活動組織です。
- 活動組織を設立する場合は、以下の書類を作成する必要があります。なお、ひな形を利用すれば、簡単に書類を作成することができます。



- ✓ 規約 (P.1)
- ✓ 協定書 (P.7)
- ✓ 活動計画書 (P.10)

## 設立総会を開催します。

- □ 規約や活動計画書の案について、設立総会で諮ります。
- ※ 総会で組織構成員の合意を得ることが、継続的に活動する ためのポイントとなります。

## 市町村と協定を結びます。

- ☞ 多面的機能支払交付金による活動は、市町村との約束(協定) に基づき実施する必要があります。
- □ 市町村に書類を提出し協定を締結します。(事前に市町村に相談しながら書類を作成すると、手続きがスムーズになります。)

## 地域協議会に申請します。

- ☞ 地域協議会は、多面的機能支払交付金の採択や交付事務を 担う事務局のことです。
- ☞ 地域協議会に活動計画書などの書類を提出し、事業の申請 をします。

詳細は、〇〇〇〇〇〇〇にご相談ください。

(別記6-1)

青字は皆様に記載いただく箇所です。

#### 〇〇地域資源保全会 規約

平成 〇〇年 〇月 〇日制定

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇市〇〇 に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(注)活動組織が行う活動の内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

#### 第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

#### 第3章 役員等

#### (役員の定数及び選任)

- 第5条 活動組織に、代表1名、副代表 ○名、書記 ○名、会計 ○名、監査役 ○名を置くこととする。 代表等役員は別紙のとおりとする。
- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

#### (役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会

#### (総会の開催)

- 第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

#### (総会の権能)

- 第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支 決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

#### (注) 活動組織が行う活動の内容に応じて第一号から第四号の記載内容を変更してください。

#### (総会の議決方法等)

- **第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを 構成員全員に配布するものとする。

## (注)総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択して規定して下さい。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落として の議決を行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、 可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による 議決を必要とする。
- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

#### 第5章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

- 第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

#### (事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (資金)

- 第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

(注)資源向上支払交付金を交付されていない場合は、上記第14条の第二号を削除するとともに、 第一号を以下の内容の規定として下さい。

一 農地維持支払交付金

#### (事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

#### (活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。

#### (資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

#### (資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

#### (金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

#### (金銭の収納)

- 第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

#### (領収証の徴収)

- **第21条** 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

(注)資源向上活動により、施設の更新又は新たな設置を行う場合は、以下の規定を追加してください。

#### (財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、 適正に管理するものとする。

#### (物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

#### (決算及び監査)

- 第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 第6章 活動組織規約の変更

#### (規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

#### 第7章 雑則

#### (細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

#### 附則

- 1 この規約は、平成○○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、平成 ○○年 月 ○日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

集会の会合、または、設立総会の開催等により、活動組織に 参加することについて、構成員の了解を得てください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

#### *〇〇地域資源保全会*参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇地域資源保全会へ参加するとともに、活動組織の代表、役員について下記1. 2. のとおり定めます。

役職名	氏名		住所	備考
代表	農村太郎	000		OO自治会会長
<b></b> 殳員			\	<u>.</u>
<u> </u>	氏名		住所	備考
副代表	鈴木一郎	000	-   活動組織の事務所を設置	OO集落代表
書記	中村次郎	000	している場合は事務所の	水土里ネット〇〇
会計	渡辺三郎	000	所在地を、事務所がない	OO集落
役員	高橋五郎	000	- 場合は代表者の住所を記 入します。	OO集落代表
役員		000		□□集落代表
構成員		•		
<sup>再风員</sup> 〔1〕 〇〇 ① 農業者	-137 H	活動組織には	おける役職名を記入します。	所属する集落や団体名
役職名	氏名		住所	ー します。 ー
副代表	鈴木一郎	000		OO集落代表
		000		
		000		
2 農業者	<b></b>			
役職名	氏名		住所	備考
会計	渡辺三郎	000		OO集落代表
		000		
		000		
(2) OO ① 農業者				
役職名	氏名		住所	備考
役員	高橋五郎	000		OO集落代表
		000		
		000		
② 農業者	<u></u>			
<u></u> 役職名	氏名		住所	備考
		000		
		000		
		000		
(3) 団体				
. , ыт	氏名		住所	団体名
		000		水土里ネット〇〇
理事長	ушу(д)	000		<b>水工主ヤン ひ</b>
理事長 複理事長 鷸		000		JAOO

注1:「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注2: 団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とする。

別記6-2

青字は皆様に記載いただく箇所です。

### 多面的機能支払交付金の実施に関する協定書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第○○号農林水産事務次官依命通知)に基づき、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)と○○町(以下「町」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

(注)土地改良区の管理する施設を向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び対象活動組織(集落)の三者の間での協定として、以下の内容の規定として下さい。

農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成25年〇月〇日付け24農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知)に基づき、〇〇地域資源保全会(以下「活動組織」という。)と〇〇町(以下「町」という。)及び〇〇土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、下記のとおり協定を締結する。

記

(目的)

第1条 この協定は、〇〇市〇〇に存する農用地・水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並び に水路・農道等の施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めること を目的とする。

(注)活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。

#### 【農地維持支払交付金】

(協定期間)

第2条 農地維持活動の協定期間は、協定締結の日から平成 〇〇年 〇月 〇日までとする。

#### (協定の対象となる農用地及び施設)

第3条 農地維持活動の協定の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定めるとおりとする。

#### (実施計画)

第4条 活動組織が農地維持支払交付金により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの1に定めるとおりとする。

(注)農地維持支払交付金を受けない活動組織の場合は、第2条から第4条を削除して下さい。

#### 【資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動】

(協定期間)

第5条 資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定期間は、協定締結の日から平成 ○○年○月○日までとする。

#### (協定の対象となる区域及び施設)

第6条 資源向上活動のうち、地域資源の質的向上を図る共同活動の協定の対象となる農用地及び施設は、 別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定めるとおりとする。

(注)活動組織が、実施要綱別紙2の第3の1の(3)に定める活動組織の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

#### (基礎的な保全活動の実施)

第7条 活動組織は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの1の①の点検、計画策定、実践活動及び②の推進活動を実施するものとする。

#### (実施計画)

○月 ○日までとする。

- 第7条 活動組織が資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの2の(1)に定めるとおりとする。
  - (注)農地維持支払交付金を受けない活動組織の場合は、第2条から第4条を削除して下さい。

#### 【資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)】 (協定期間)

(協定期間) 第8条 資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の協定期間は、協定締結の日から平成 〇〇年

#### (協定の対象となる農用地及び施設)

- 第9条 資源向上活動のうち、施設の長寿命化のための活動の対象となる農用地及び施設は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定めるとおりとする。
  - (注)活動組織が、実施要綱別紙2の第3の2の(3)に定める活動組織の場合は、以下の第10条の規定を 追加して下さい。(活動組織が、地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化のための活動の両方を実施する組織の場合は、以下の規定のみを追記してください。)

#### (基礎的な保全活動の実施)

第10条 活動組織は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書のⅢの1の①の点検、計画策定、実践活動及び②の推進活動並びに同活動計画書のⅢの2の①の機能診断、計画策定及び実践活動を実施するものとする。

#### (実施計画)

- 第10条 活動組織が資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)により行う活動は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢの2の(2)に定めるとおりとする。
  - (注)資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)を受けない活動組織の場合は、第8条から第 10条を削除して下さい。

#### 【その他】

(町の役割)

- 第11条 町は、協定の対象となる農用地及び施設において、活動組織が第4条、第7条及び第10条に定める 実施計画に基づき行う活動に対して、次の事項を行う。
- (1)町は、活動組織が第4条、第7条及び第10条に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。
- (2)町は、第4条、第7条及び第10条に定めた実施計画に基づいた活動の実施状況について確認する。
- (注)活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。
- (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、以下の規定を追加して下さい。 なお、活動組織が行う活動の内容に応じて不要な記述を削除して下さい。

#### (土地改良区の役割)

第12条 土地改良区は、協定の対象となる農用地及び施設において、活動組織が第7条及び第10条に定める実施計画を策定し、又は活動を実施する際は、必要に応じて助言又は技術的な指導を行う。

#### (工事の施行に関する条件)

第12条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第 三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものと する。

- 2 町が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。
  - (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第12条第2項及び第3項の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- 2 町又は土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、町又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、町又は土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町 又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議 し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告し、町又は 土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

#### (その他)

- 第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町と活動組織が協議をして定めるものとする。
  - (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第13条の規定に代え、以下 の内容の規定として下さい。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、町又は土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、町と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記の規定に代え、以下の内容 の規定として下さい。

上記協定の締結を証するため、町、土地改良区及び活動組織は、本書3通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成 〇〇年 〇月 〇日

○○地域資源保全会 住 所 ○○県○○町○○○○○ ○○-○ 代 表 農村 太郎 印

OO町 住所 OO県OO町OOOOO OO-O 町長 OO OO 印

(注)土地改良区の管理する施設を向上活動の対象とする場合は、市町村と土地改良区及び活動組織の 三者の間での協定として、上記に以下を追加して下さい。

○○土地改良区

住 所 〇〇県〇〇町〇〇〇〇 〇〇一〇

理事長 〇〇 〇〇 印

(様式第1-3号)

青字は皆様に記載いただく箇所です。

#### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

事業実施主体代表 氏 名 殿

				申請 F月日	平成 <i>〇〇</i> 年	<i>〇</i> 月 <i>〇</i> 日
組織名称	〇〇地域資源保全会	代表和 氏名	Ť	Á	農村 太郎	

別添のとおり、多面的機能支払交付金に係る活動計画書を提出します。

(別添)

#### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

チェックは、■や⊠でも構いません。

 組織名称
 〇〇地域資源保全会

 所在地
 〇〇県〇〇市〇〇

(注)「所在地」欄には、組織が協定に位置付けて活動を実施する農用地の 所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

☑ 農地維持支払

☑ 資源向上支払

☑ 地域資源の質的向上を図る共同活動

☑ 施設の長寿命化のための活動

☑ 地域資源保全プランの策定

[ ✓ 多面的機能の増進を図る活動 ]

☑ 組織の広域化・体制強化

#### I. 地区の概要

#### 1. 活動期間

		活動開始年度	活動終了年度	交付金の交付年数
農地維持支払		平成 <i>26</i> 年度	平成 <i>30</i> 年度	5 年
資源向上支払	共同活動	平成 <i>26</i> 年度	平成 <i>30</i> 年度	5 年
	施設の長寿命化	平成 <i>26</i> 年度	平成 <i>30</i> 年度	5 年

・協定農用地・・・対象組織が共同活動を実

施する農用地

・対象農用地・・・交付金の算定の対象となる 農用地

#### 2. 保全管理する農用地、施設

協定農用地面積	田	畑	草地	計	遊休農地面積
(集落の管理する農用地)	4,600 a	<i>900</i> a	а	<i>5,500</i> a	<i>250</i> a
	水	路	農道	ため池	(農用地にかかる
農業用施設	開水路	パイプライン	辰坦	72877世	施設)
	<i>11.2</i> km	<i>2.2</i> km	<i>8.5</i> km	箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設	1.8 km	l km	<i>0.6</i> km	F	

3. 交付金額 交付単価については、市町村に確認して記入してください。

	_	農地維持支払		資源向上支払(共同活動)			資源向上支払(施設の長寿命化)		寿命化)
	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	文付単価 	年当たり 交付上限額
Ħ	<i>4,532</i> a	<i>3,000</i> 円/10a	<i>1,359,600</i> 円	<i>4,532</i> a	<i>1,800</i> 円/10a	815,760 円	<i>4,532</i> a	<b>4,400</b> 円/10a	1,994,080 円
畑	<i>868</i> a	<i>2,000</i> 円/10a	<i>173,600</i> 円	<i>868</i> a	<i>1,080</i> 円/10a	<i>93,744</i> 円	<i>868</i> a	<i>2,000</i> 円/10a	<i>173,600</i> 円
草地	a	円/10a	H	а	円/10a	円	a	円/10a	円
合計	<i>5,400</i> a	Ţ	1,533,200 円	<i>5,400</i> a	}	909,504 円	<i>5,400</i> a	1 1	2,167,680 円

(注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上支払に取り組む場合は、市町村との協定において農地維持支払の活動項目を実施することとしている農用地の面積を配入。

(注2)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。

#### 4. 位置図 別紙のとおり

施設の長寿命化にかかる活動については、交付上限額 以内での交付申請が可能です。

#### 5. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積

(注)中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する協定農用地のうち、この活動計画に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

#### Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- ☑ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- □ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- □ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- □ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- ☑ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

□その他

#### Ⅲ. 活動の計画

#### 1. 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。 (研修、異常気象時の対応を除きます)

①地域資源の基礎的保全活動 -

協定に位置付けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目		取組	実施時期
	点検・	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 農道:毎年4月 □ ため池:毎年 月
	計 画 策	年度活動計画 の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 <i>4</i> 月
	定	事務・組織運営等 の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を協定期間内に1回以上受講する。	平成 <i>26</i> 年度、平成 <i>28</i> 年度
		遊休農地発生防止 のための保全管理	遊休農地発生防止ための保全管理等を実施する。	毎年 2回(7月、11月、月)
	農用地	畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
	水路	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
実		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
大践活動		路肩、法面の 草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
刬	農道	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 2回(6月、8月、月)
	ため池	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ◆

農地維持活動に取り組む場合、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は必ず実施します。

	I			
活動項目	取組		実施時期	
地域	ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択)	取組方向 (1項目以上選択)		
<ul> <li>✓ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</li> <li>✓ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</li> <li>✓ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</li> <li>□ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理</li> <li>□ その他(</li> <li>(1項目以上選択)</li> <li>び 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討</li> <li>□ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</li> <li>☑ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調</li> <li>□ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交担</li> <li>□ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内記</li> <li>☑ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</li> <li>□ その他(</li> </ul>		☑ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実 ☑ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施 ☑ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施 □ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保 ☑ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用 □ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施 □ その他(		
		査  査  &会・ワークショップ・交流会の開催	毎年 2回(10月、1月、月)	

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(例)大雨、洪水、暴風警報が発令された場合、または、震度4以上の地震が発生した場合とする。

(注)農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

#### 2. 資源向上支払

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

①施設の軽微な補修等 ◆

機能診断の結果に応じて、必要な活動を 毎年度実施します。

協定に位置付けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目	取組	実施時期
機能診	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 農道:毎年4月 □ ため池:毎年 月
研・	年度活動計画 の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 <i>4</i> 月
修計画策定	機能診断・ 補修技術等 の研修	協定期間内に1回以上受講する。  活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	平成 <i>26</i> 年度、 平成 <i>29</i> 年度
	農用地	畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。	
実践	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	機能診断結果に基づき
活動	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	実施時期を決定
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

#### ②農村環境保全活動 4 1テーマ以上選択します。

	· / · · / · / · / · / · / · / · · / ·					
活動項目	取組	実施時期				
計画策定	選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年策定する。  ② 生態系保全  □ 水田貯留機能増進・地下水かん養  □ 資源循環	毎年8月				
啓発・普及	選択したテーマに基づき、地域住民等への広報活動等の取組を毎年1つ以上実施する。					
実践活動	選択したテーマに基づき、実践活動の取組を毎年1つ以上実施する。					
生態系保全	☑ 生物の生息状況の把握	毎年 <i>8</i> 月				
水質保全	☑ 水質モニタリングの実施・記録管理	毎年 <i>4~10</i> 月				

(注1)「計画策定」及び「普及啓発」については、1つ以上の項目をチェックする。

③多面的機能の増進を図る活動 ◆

(2)施設の長寿命化のための活動

(注2)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、「2. 交付単価」の資源向上支払の単価は通常の5/6になります。

実施時期

毎年**4~10**月

活動項目	取	組
多面的機能の増進を 図る活動	□ 地域住民による直営施工 □ 機村環境保全活動の幅広い展開 □ □ 機村環境保全活動を1テーマ追加 □	農地周りの共同活動の強化 防災・減災力の強化 医療・福祉との連携 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
	□ 高度な保全活動の実施 ( □ 都道府県、市町村が特に認める活動(	【農村環境保全活動の幅 どちらかを選択します。(例
	活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチ 手動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等)や農	

動の幅広い展開】

ます。(例は農村環境保全活動を1テーマ

「高度な保全活動の実施」を選択する場合は、具体的な取組 内容を()に記載します。

活動区分		25 W4 et sta	Γ,	T . ** =			年度計画			Τ
		9	正べ数量	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	Ī	
☑ 補修	□ 更新等	水路の老朽化部分の補修		1.0 km						1
□ 補修	☑ 更新等	素掘り水路からコンクリート水路への更新		0.8 km \		[				ł
☑ 補修	□ 更新等	農道路肩、農道法面の補修		0.6 km						ľ

#### 基本方針に位置付けられた対象活動を記入します。

I の2. 保全管理する農用地、施設と整合させます。

0/地域貝脈体エノノ	プリ来た/ 血帳の <b>が</b> ろれる10 14	טו אבן ניווי		
	地域資源保全プランの策定	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人	実施予定年度に線を引きます。
中华圣中在在	亚戊 20 年度	亚戊 在庄	亚成 20 年度	

#### 3. 高度な農地・水の保全活動

(注) 経過措置として、農地·水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動支 □ 実施する 援交付金の活動計画により実施する場合はチェックを入れる。

#### ≪添付書類≫

活動組織・・・ 多面的機能支払交付金の実施に関する協定書、活動組織規約

広域活動組織・・・広域協定書、広域協定運営委員会規則、広域協定の認定書

【2(3)地域資源保全プランの策定】地域資源保全プラン (採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出)

【2(4)組織の広域化・体制強化】広域協定の認定書の写し / 登記事項証明書の写し (採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出)

協定対象区域図画 (別紙)

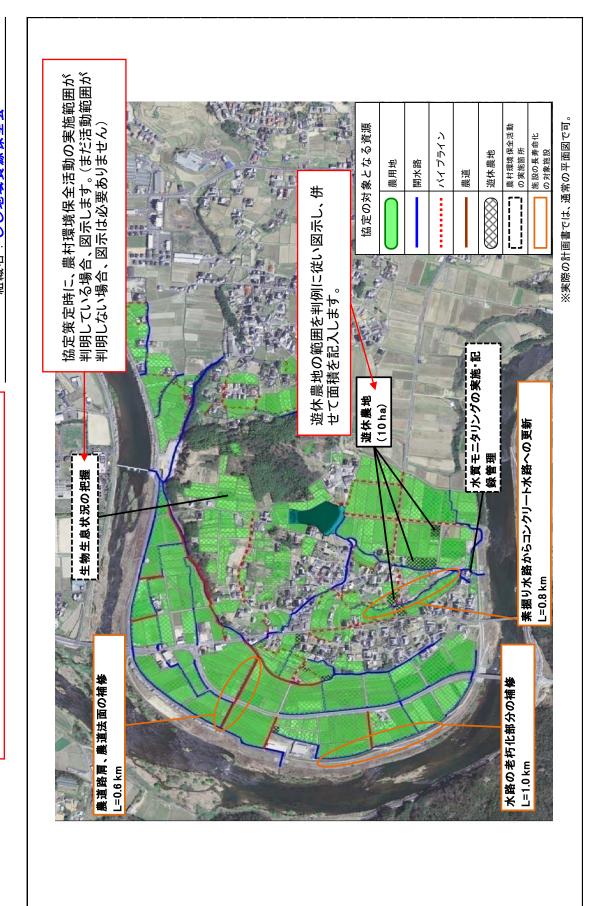
活動範囲の判別可能な図面を添付します。(詳細な図示 は必要ありません)

設が隠れないように旗揚げをして下さい。

・図面は複数枚になっても構いません。対象区域や対象施

広域活動組織の場合、本図面の添付は不要です。

〇〇地域資源保全会 **鉛織名**:



これから多面的機能支払交付金に取り組むことを考えている皆様へ

広域活動組織設立編

# 平成26年度から多面的機能支払が 始まります!

## 広域活動組織の設立に必要な書類を作成します。

- ☞ 多面的機能支払交付金の交付対象者は、活動組織または広 域活動組織です。
- □ 広域活動組織を設立する場合は、以下の書類を作成する必要があります。なお、ひな形を利用すれば、簡単に書類を作成することができます。



- ✓ 広域協定書(P.1)
- ✓ 運営委員会規則(P.11)
- ✓ 活動計画書 (P.18)

## 協定を結び、運営委員会を設置します。

- ☞ 広域活動組織を構成する各集落や団体などの間で、活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定(広域協定)を、締結します。
- ☞ 広域協定の運営に関する意思決定機関として、運営委員会 を設置・開催します。

## 市町村の認定を受けます。

☞ 各集落や団体などの間で合意が得られた広域協定書や活動 計画書などを市町村に提出し、認定を受けます。(事前に市町 村に相談しながら書類を作成すると、手続きがスムーズにな ります。)

## 地域協議会に申請します。

- ☞ 地域協議会は、多面的機能支払交付金の採択や交付事務を 担う事務局のことです。
- ☞ 地域協議会に活動計画書などの書類を提出し、事業の申請 をします。

詳細は、〇〇〇〇〇〇〇にご相談ください。

#### 別記5-1

○年○月○日認定 ○○町長○○○○

青字は皆様に記載いただく箇所です。

#### ○○町○○地域広域協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第〇〇〇号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

#### (名称)

第2条 この協定は、*〇〇町〇〇地域*広域協定と称する。

#### (協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

#### (協定の締結)

- 第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。
  - (注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第4条の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- 第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を 行う集落の構成員及びその他の団体の合意により締結する。

#### (協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、○○町長の認定のあった日から平成○年○月○日までとする。

#### (活動及び事業)

- 第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる 活動及び事業を行うものとする。
- (注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- 第6条 協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、 次に掲げる活動及び事業を行うものとする。
- (1)農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (3)施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (4)農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (7) その他の事業
  - ①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
  - ②○○○○を図る事業

- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。
- (注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第3の1の(3)に定める広域活動組織の場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

#### (基礎的な保全活動の実施)

- 第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIの2に定める農用地及び対象施設において、同計画書のⅢの1の①の点検、計画策定、実践活動及び②の推進活動を実施するものとする。
- (注)広域活動組織が、実施要綱別紙2の第3の2の(3)に定める広域活動組織の場合は、以下の第7条の規定を追加してください。(地域資源の質的向上を図る共同活動と施設の長寿命化のための活動の両方を実施する広域活動組織については、以下の規定のみを追加してください。)

#### (基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、別紙「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同計画書のⅢの1の①の点検、計画策定、実践活動及び②の推進活動並びに同活動計画書のⅢの2の(1)の①の機能診断、計画策定及び実践活動を実施するものとする。

#### (協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落·団体	役 割
000	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。
	・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。
	・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
XXX	•0000
○○ ○○(個人)	
OO土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリスク管理と機能保全の ための全体構想を策定。 ・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 ・〇〇〇〇〇〇
NPO法人〇〇〇	・参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動の技術的指導。

(注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結してください。

- 2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- (注)施設のリスク管理と機能保全のための全体構想(地域資源保全プラン)を策定する場合は、 以下の規定を追加して下さい。

(施設のリスク管理と機能保全のための全体構想の策定)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、○○年○月までに、本協定の対象とする 施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定するものとする。

#### (協定参加集落及び団体間の協力)

- 第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。
- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

#### (運営委員会)

- **第9条** この協定の運営に関する事項を処理するために、○○地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。
- 3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査役 1名

- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 8 監査役は委員会の会計の監査を行う。
- 9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

#### (工事の施行に関する条件)

- 第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に霜害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。
- 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告するものとする。

- (注)土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項の規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- 2 町又は土地改良区が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町又は土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町又は土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町又は土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町又は土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町又は土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町又は土地改良区にその旨を報告するものとする。

#### (協定内容の変更及び廃止)

- 第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。
- 注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- 第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

#### 附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇町長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

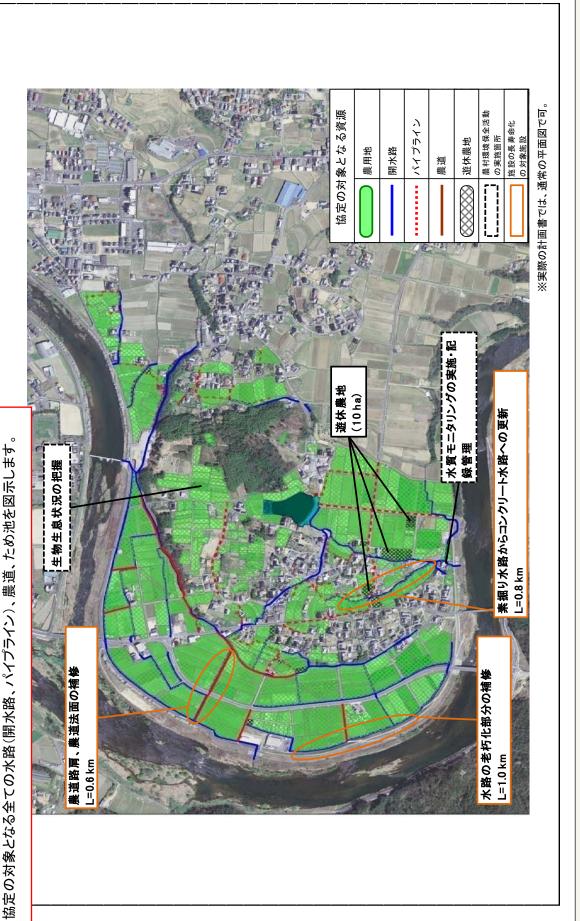
- (注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。
- **附則** 上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○町長に提出し、他の1通 を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落の構成員及びその他の協定参加団体の 代表が保管する。

(別紙)

協定対象区域図面

協定区域が判別可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)

組織名:〇〇地域資源保全会



(別表)

## 協定対象農用地及び施設

#### 1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地を集計します。

地目		協定患	農用地		対象農用地			
集落	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
000	4,600 a	900 a	0a	5,500 a	4,532 a	868 a	0a	5,400 a
$\Delta\Delta\Delta$	3,500 a	500 a	0a	4,000 a	3,200 a	480 a	0a	3,680 a
	2,000 a	300 a	0a	2,300 a	1,800 a	250 a	0a	2,050 a
xxx	2,300 a	150 a	0a	2,450 a	2,100 a	130 a	0a	2,230 a
	а	а	а	а	а	а	а	а
	а	а	а	а	а	а	а	а
	а	а	а	а	а	а	а	а
合計	12,400 a	1,850 a	0a	14,250 a	11,632 a	1,728 a	0a	13,360 a

#### 2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設を集計します。

	農業用施設(下段は施設の長寿命化のための活動の対象施設)						
集落(活動組織)	水	路	  - 農道 ため池		備考		
	開水路	パイプライン	辰坦	75.807也			
000	13.4 km	2.3 km	8.5 km	0 箇所			
000	3.5 km		2.0 km				
ΔΔΔ	12.2 km		6.2 km	1 箇所			
	2.5 km						
	10.8 km	3.0 km	4.1 km	1 箇所			
	12.0 km	1	4.5 km	0 箇所			
XXX	3.2 km						
		Γ	,	r			
		,	,				
		{					
<b>△</b> =1	48.4 km	5.3 km	23.3 km	2 箇所			
合計	9.2 km		2.0 km				

#### 本同意書は、協定に参加する集落(活動組織)向けのものです。

#### **〇〇町〇〇地域**広域協定参加同意書

平成○年○月○日

	$\overline{}$	$\sim m$	-	$\sim$	1114	1.4		量協	,_
١		( )四	ハフ	( )	IIII.	ицу.)	ハノ	W 17+7	1

運営委員会会長 農村 太郎 殿

参加集	落(活動組	織)	000	
所	在	地	<i>00町00</i>	
代	表	者	鈴木 次郎	<b>P</b>

当集落(活動組織)については、〇〇町〇〇地域広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入します。 「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入します。

		協定剧	農用地			対象島	農用地		供土
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	備考
面積	4,600 a	900 a	0a	5,500 a	4,532 a	868 a	0a	5,400 a	

数値は概ねの数値で構いません。

	水	路			備考	
農業用施設	開水路	パイプライン	辰坦	/こめ7世	/佣-/5	
	13.4 km	2.3 km	8.5 km	0 箇所		
うち、施設の長寿命化 の対象施設	3.5 km		2.0 km			

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員

① 農業者

<u>U</u>					_
番号	氏名		住所	備考	
1	00 00	000		運営委員会委員	
2	00 00	000			
3	00 00	000	集落(活動組織)の代表者の他		
4	00 00	000		当該構成員の備考権	翼に 連営
5	00 00	000			

② 農業者以外

番号	氏名	住所	備考
1	00 00	000	
2	00 00	000	
3	00 00	000	

③ 集落内のその他の団体(婦人会、老人会他)

番号	団体名·代表者	住所	備考
1	〇〇営農組合 代表 〇〇 〇〇	000	

参加同意書については、集落(活動組織)において、合意形成した上で、取りまとめしてください。

注2: 集落(活動組織)の代表者の他に、農地・水環境保全組織運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の 備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

#### 本同意書は、協定に参加する個人農業者向けのものです。

### **〇〇町〇〇地域**広域協定参加同意書

平成 〇年 〇月 〇日

*○○町○○地域*広域協定

運営委員会会長 農村 太郎 殿

所 在 地<u>OO町OO</u> 氏 名 <u>OO OO</u>

当団体については、〇〇町〇〇地域広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記入します。 「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記入します。

	協定農用地				対象農用地				供去		
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	備考		
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a			

2. 協定の対象となる施設 ◀─── 数値は概ねの数値で構いません。

	水	路	農道	ため池	備考
農業用施設	開水路	パイプライン	辰坦	/こØ/7世	1佣石
	8.3 km	2.5 km	6.5 km	0 箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設	1.1 km		1.2 km		

本同意書は、協定に参加する団体向けのものです。

#### **〇〇町〇〇地域**広域協定参加同意書

平成○年○月○日

*○○町○○地域*広域協定

運営委員会会長 農村 太郎 殿

団 体 名 <u>NPO法人〇〇〇</u>

所 在 地<u>OO県OO町OOO</u>

代 表 者 <u>山田 花子</u>



当団体については、*○○町○○地域*広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

000000000

- 団体の設立年月日
   平成○年○月○日
- 3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動の技術的指導

参加同意書については、団体における所定の手続きを経て、提出してください。

#### 別記5-2

○年○月○日認定 ○○町長○○○○

青字は皆様に記載いただく箇所です。

#### ○○町○○地域広域協定運営委員会規則

平成○○年○月○日制定

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇町〇〇地域において締結された「〇〇町〇〇地域広域協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「〇〇町〇〇地域広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を〇〇県〇〇町〇〇〇〇に置く。

(注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加して下さい。 (会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

#### 第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

#### (役員の定数及び選任)

- 第5条 本委員会に次の役員を置く。
  - 一 会長 1名
  - 二 副会長 1名
  - 三 会計 1名
  - 四 監查役 1名
- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

#### (役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

#### (委員会の開催)

- 第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

#### (委員会の権能)

- 第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収 支決算に関すること。
  - 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
  - 五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
  - 四規則の制定及び改廃に関すること。
  - 五 その他協定の運営に関する重要な事項。
- (注) 広域活動組織が行う活動の内容に応じて第一号から第四号の記載内容を変更してください。また、その他事業に取り組まない場合は、第五号を削除して下さい。

#### (委員会の議決方法等)

- **第9条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布するものとする。

#### (特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による 議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。な お、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。
  - 一 規則の変更
  - 二 役員の解任
  - 三 協定参加団体の除名
  - 四 協定の変更又は廃止

(注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の 総会に関する規定を加えて下さい。

#### 第3章 総会

#### (総会の開催等)

- 第12条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に 掲げる場合に開催する。
  - 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
  - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

#### (総会の機能)

- 第13条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。
  - 一 委員の選任及び解任
  - 二 各年度の決算報告
  - 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
  - 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
  - 五 その他重要な事項

#### (総会の議決方法等)

- 第14条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第12条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布するものとする。

### 第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

#### (実施計画)

- **第11条** 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における 決定を経て、委員会に提出する。
- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

#### (保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

#### (活動の資金とその経理)

- 第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。
- 2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

#### (注)各団体への資金配分を行わない場合は、上記第13条を削除して下さい。

#### (活動の報告)

第14条 協定参加団体は、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、毎年、委員会に報告を行うものとする。

#### (活動報告の確認)

- 第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。
- 2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。
- 3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇町に報告を行うものとする。

#### 第4章 事務、会計及び監査

#### (書類及び帳簿の備付け)

- 第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
  - 一 〇〇町〇〇地域広域協定
  - 二 委員会規則
  - 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
  - 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
  - 五 その他会長が必要と認めた書類

#### (書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

#### (事業及び会計年度)

**第18条** 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (資金)

- 第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。
  - 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
  - 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
  - 三 その他の収入

#### (事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要する経費は、第19条の資金をもって充てる。

#### (活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

#### (資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

#### (資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

#### (金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

#### (金銭の収納)

- 第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

#### (領収証の徴収)

- **第26条** 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

#### (財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

#### (物品の管理)

第28条 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

#### (決算及び監査)

- 第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、 会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に委員会の承認を受けなければならない。
- (注)集落の<u>構成員(個人)</u>及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第29条の 規定に代え、以下の内容の規定として下さい。

#### (決算及び監査)

- 第33条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して委員会に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

#### 第5章 雑則

#### (規則の変更)

**第30条** この規則を変更した場合は、○○町長に報告をしなければならない。

#### (細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

#### 附則

- 1 この規則は、平成○○年○月○日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、平成〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

(様式第1-3号)

青字は皆様に記載いただく箇所です。

#### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

事業実施主体代表 氏 名 殿

			申請 年月日	平成〇〇年〇月	<b>0</b> 目
組織名称	〇〇地域資源保全会	代表者 氏名		農村 太郎	

別添のとおり、多面的機能支払交付金に係る活動計画書を提出します。

(別添)

#### 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

チェックは、■や⊠でも構いません。

 組織名称
 〇〇地域資源保全会

 所在地
 〇〇県〇〇市〇〇

(注)「所在地」欄には、組織が協定に位置付けて活動を実施する農用地の 所在地を記入する。

<該当する活動にチェック>

☑ 農地維持支払

☑ 資源向上支払

☑ 地域資源の質的向上を図る共同活動

☑ 施設の長寿命化のための活動

☑ 地域資源保全プランの策定

[ ☑ 多面的機能の増進を図る活動 ]

☑ 組織の広域化・体制強化

#### I. 地区の概要

#### 1. 活動期間

		活動	開始年度	活動	終了年度	交付金の交付年数
農地	農地維持支払		<i>26</i> 年度	平成	<i>30</i> 年度	<i>5</i> 年
资源点 L 去 #	共同活動	平成	<i>26</i> 年度	平成	<i>30</i> 年度	<i>5</i> 年
資源向上支払	施設の長寿命化	平成	<i>26</i> 年度	平成	30 年度	<i>5</i> 年

・協定農用地・・・対象組織が共同活動を実

施する農用地

・対象農用地・・・交付金の算定の対象となる 農用地

#### 2. 保全管理する農用地、施設

協定農用地面積	田	田 畑 草地			遊休農地面積
(集落の管理する農用地)	4,600 a	4,600 a 900 a a		<i>5,500</i> a	<i>250</i> a
	水	路	農道	ため池	(農用地にかかる
農業用施設	開水路	パイプライン	辰垣	7.07元	施設)
	<i>11.2</i> km	<i>2.2</i> km	<i>8.5</i> km	箇所	
うち、施設の長寿命化 の対象施設	<i>1.8</i> km	km	<i>0.6</i> km	F = 箇所 I	

#### 3. 交付金額 交付単価については、市町村に確認して記入してください。

		ı								
	農地維持支払			資源向上支払(共同活動)				資源向上支払(施設の長寿命化)		
	対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付金額	対象農用地 面積	交付単価	年当 <i>†</i>		対象農用地 面積	交付単価	年当たり 交付上限額
田	<i>4,532</i> a	<i>3,000</i> 円/10a	1,359,600 円	<i>4,532</i> a	<i>1,800</i> 円/10a	815,	760 円	<i>4,532</i> a	<i>4,400</i> 円/10a	1,994,080 円
畑	<i>868</i> a	<i>2,000</i> 円/10a	<i>173,600</i> 円	<i>868</i> a	<i>1,080</i> 円/10a	93,7	744 円	<i>868</i> a	<i>2,000</i> 円/10a	<i>173,600</i> 円
草地	а	円/10a	円	а	円/10a	 I i	円	а	円/10a	円
合計	<i>5,400</i> a		1,533,200 円	<i>5,400</i> a		909,8	504 円	<i>5,400</i> a	] 	2,167,680 円

(注1)農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上支払に取り組む場合は、市町村との協定において農地維持支払の活動項目を実施することとしている農用地の両積を配入。

(注2)複数の交付単価が適用される場合には、行を追加して記入する。

#### 4. 位置図 別紙のとおり

施設の長寿命化にかかる活動については、交付上限額 以内での交付申請が可能です。

#### 5. 中山間地域等直接支払交付金との重複面積

重複面積 10 ha

(注)中山間地域等直接支払交付金の集落協定等と重複する協定農用地のうち、この活動計画に位置付けた農用地及び水路・農道等の管理に係る活動については、多面的機能支払により行う。

#### Ⅱ. 構造変化に対応した保全管理の目標

該当する項目をチェック(複数選択可)

- ☑ 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- □ 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- □ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- □ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- ☑ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

□その他

#### Ⅲ. 活動の計画

#### 1. 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。 (研修、異常気象時の対応を除きます)

①地域資源の基礎的保全活動 🧖

協定に位置付けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

		活動項目	取組	実施時期
	点検・	点検	遊休農地等の発生状況、対象施設における泥の堆積状況等を点検し、毎年記録管理する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 農道:毎年4月 □ ため池:毎年 月
修	計画策			毎年 <i>4</i> 月
	定	事務・組織運営等 の研修	事務(書類作成、申請事務等)や組織運営に関する研修を協定期間内に1回以上受講する。	平成 <i>26</i> 年度、平成 <i>28</i> 年度
		遊休農地発生防止 のための保全管理	遊休農地発生防止ための保全管理等を実施する。	毎年 2回(7月、11月、月)
	農用地	畦畔・農用地法面・ 防風林等の草刈り	畦畔・農用地法面等の草刈り等を実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
		施設の適正管理	鳥獣害防護柵等の適正管理等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		水路の草刈り	水路及び付帯施設(ポンプ場、調整施設等)やその周辺部の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
	水路	水路の泥上げ	水路及びポンプ吸水槽等の泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
		施設の適正管理	ゲート類等の保守管理の徹底等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
実践活動		路肩、法面の 草刈り	路肩・法面の草刈りを実施する。	毎年 3回(6月、7月、8月)
動	農道	側溝の泥上げ	点検結果に基づいて、側溝の泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
		施設の適正管理	農道の路面維持等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
		ため池の草刈り	草刈りを実施する。	毎年 2回(6月、8月、月)
	ため池	ため池の泥上げ	点検結果に基づいて、泥上げを実施する。	毎年 <i>4</i> 月
		施設の適正管理	かんがい期前の付帯施設の清掃・除塵等、必要な取組を実施する。	点検結果に応じて 実施時期を決定
	共通	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の後、安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。	洪水、台風、地震等の発生後

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 

農地維持活動に取り組む場合、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は必ず実施します。

活動項目	取組	取組 実施時期			
地域〈	ぐるみで取り組む保全管理の内容 (1項目以上選択)	取組方向 (1項目以上選択)			
<ul> <li>☑ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</li> <li>☑ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</li> <li>☑ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</li> <li>□ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理</li> <li>□ その他(</li> </ul>		<ul> <li>✓ 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施</li> <li>✓ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づ&lt;活動の実施</li> <li>✓ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施</li> <li>□ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保</li> <li>✓ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用</li> <li>□ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施</li> <li>□ その他(</li> </ul>			
推進活動	(1項目以上選択)  ☑ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検証 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 ☑ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要なまで、 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内 図 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催 □ その他(	ゅう ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	毎年 2回(10月、1月、 月)		

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(例)大雨、洪水、暴風警報が発令された場合、または、震度4以上の地震が発生した場合とする。

(注)農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

#### 2. 資源向上支払

①施設の軽微な補修等 👉

(1)地域資源の質的向上を図る共同活動

機能診断の結果に応じて、必要な活動を 毎年度実施します。

協定に位置付けた農用地及び施設について、次の活動を行う。

	活動項目	取組	実施時期	
機能診	機能診断	農用地及び水路等の施設について、機能診断及び診断結果の記録管理を毎年実施する。	農用地:毎年4月 ☑ 水路:毎年4月 ☑ 農道:毎年4月 □ ため池:毎年 月	
研・	年度活動計画 の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。	毎年 <i>4</i> 月	
修計画策定	機能診断・ 補修技術等 の研修	平成 <i>26</i> 年度、 平成 <i>29</i> 年度		
	農用地	<b>畦畔の再構築、農用地法面の初期補修、暗渠施設の清掃等を実施する。</b>		
実践	水路	水路側壁のはらみ修正、目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	機能診断結果に基づき	
活動	農道	路肩・法面の初期補修、側溝の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。	実施時期を決定	
	ため池	遮水シートの補修、構造物の目地詰め、破損施設の補修等を実施する。		

(注)「実施時期」欄内にチェックボックス「□」がある場合には、該当する項目にチェックを入れる。

#### ②農村環境保全活動 ◆ 1テーマ以上選択します。

	,	· · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>I</b>		
活動項目		<b>取組</b>			
計画策定	☑ 生態系保全	て、基本方針、保全方法、活動内容等 ☑ 水質保全 能増進·地下水かん養	を示した計画を毎年策定する。	毎年 <i>8</i> 月	
啓発·普及	□ 広報活動(パンフ)	た活動、学校教育,行政機関等との連携	啓発活動(有識者の指導、勉強会等)	毎年 <i>8</i> 月、 <i>10</i> 月	
実践活動	選択したテーマに基づき	き、実践活動の取組を毎年1つ以上実	尾施する。		
生態系保全	☑ ⊴	生物の生息状況の把握		毎年8月	
水質保全	☑ 2	水質モニタリングの実施・記録管理		毎年 <i>4~10</i> 月	

- (注1)「計画策定」及び「普及啓発」については、1つ以上の項目をチェックする。
- (注2)「実践活動」の下欄に選択したテーマを記載する。また、必要に応じて欄を追加する。

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、「2. 交付単価」の資源向上支払の単価は通常の5/6になります。

	活動項目		取組				
	多面的機能の増進を 図る活動	□ 遊休農地の有効活用	□ 農地周りの共同	活動の強化			
		□ 地域住民による直営施工	□ 防災・減災力の	防災・減災力の強化			
		☑ 農村環境保全活動の幅広い展開 🗨	□ 医療・福祉との選	療・福祉との連携			
		☑ 農村環境保全活動を1テーマ追加	□ 農村文化の伝承	を通じた農村コミュニティの強化			
		□ 高度な保全活動の実施					
		( ))	▶ 【農	{村環境保全活動の幅			
		□ 都道府県、市町村が特に認める活動 (	و نل	ちらかを選択します。(			
	(注1)多面的機能の増進を図る活動は任意の取組とし、取り組む場合は実施する「取組」欄の項目にチェックを入っ						
	(注2)高度な保全活動は、地域?	舌動指針に定める農業用水の保全(循環かんがい施設の保全等	)や農地の保全 10.	加しています。)			

【農村環境保全活動の幅広い展開】

どちらかを選択します。(例は農村環境保全活動を1テーマ 追加しています。)

「高度な保全活動の実施」を選択する場合は、具体的な取組 内容を()に記載します。

③多面的機能の増進を図る活動 ◆

	活動区分活動内容	延べ数量	年度計画					П
	活 <b>到区</b> 分	進へ数重	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	Ī
□ 補修 ☑ 更新等 素掘り水路からコンクリート水路への更新 0.8 km	☑ 補修 □ 更新等 <i>水路の老朽化部外の補修</i>	1.0 km						1
	□ 補修 ☑ 更新等 <i>素掘り水路からコンクリート水路への更新</i>	0.8 km		[ <u>-</u>				l
☑ 補修 □ 更新等 農運部局、農道法面の補修 0.6 km	☑ 補修 □ 更新等 <i>農道路肩、農道法面の補修</i>	0.6 km						

#### 基本方針に位置付けられた対象活動を記入します。

I の2. 保全管理する農用地、施設と整合させます。

地域資源保全プランの策定 広域活動組織の設立 特定非営利活動法人 平成 28 年度 実施予定年度 平成 30 年度

実施予定年度に線を引きます。

実施時期

毎年*4~10*月

#### 3. 高度な農地・水の保全活動

【(注) 経過措置として、農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成24年4月6日23農振第2342号農林水産事務次官依命通知)に基づく向上活動支 □ 実施する 援交付金の活動計画により実施する場合はチェックを入れる。

#### ≪添付書類≫

活動組織・・・ 多面的機能支払交付金の実施に関する協定書、活動組織規約

広域活動組織・・・広域協定書、広域協定運営委員会規則、広域協定の認定書

【2(3)地域資源保全プランの策定】地域資源保全プラン (採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出)

【2(4)組織の広域化・体制強化】広域協定の認定書の写し / 登記事項証明書の写し (採択申請、交付申請又は実施状況報告時に提出)

・活動範囲の判別可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)・図面は複数枚になっても構いません。対象区域や対象施設が隠れないように旗揚げをして下さい。

広域活動組織の場合、本図面の添付は不要です。

